

高知県公文書管理委員会 様

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号。以下「条例」という。）第32条第1号の規定により、条例の施行規則の一部改正の立案に当たり、下記のとおり諮問します。

令和5年7月31日

高知県知事 濱田 省司

記

条例施行規則の一部改正の立案に関する事項

（1） 一部改正の趣旨

令和5年度からの個人情報の保護に関する法律の適用に伴う令和4年度における高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及びそれに伴う高知県個人情報保護条例の廃止による規定の整理のため、条例の施行規則を一部改正するもの。

（2） 一部改正内容

別添のとおり

（3） 条例第39条第1項の規定による関係する実施機関の意見

意見なし（知事を除く全ての実施機関）